

●香川県告示第268号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺港	観音寺・三本松	<p>1 指定場所 観音寺市西本町2丁目甲2309番62から観音寺市三本松町1丁目甲2252番地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点13までを順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 琴弾山 （北緯34度7分56.2754秒、東経133度38分41.3256秒） 基点1 基準点から179度25分53秒、691.69メートル、観音寺市西本町2丁目甲2309番62の表示杭 基点2 基点1から74度36分04秒、17.48メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番13地先の表示杭 基点3 基点2から115度18分07秒、18.36メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番32地先の表示杭 基点4 基点3から113度27分45秒、10.10メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番36地先の表示杭 基点5 基点4から110度08分24秒、20.55メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番1地先の表示杭 基点6 基点5から114度10分22秒、60.13メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭 基点7 基点6から109度30分29秒、39.97メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭 基点8 基点7から101度44分23秒、13.44メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭 基点9 基点8から112度17分52秒、14.55メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭 基点10 基点9から198度36分01秒、65.61メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭 基点11 基点10から293度26分11秒、24.75メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭 基点12 基点11から287度36分55秒、107.67メートル、観音寺市南町1丁目甲2252番地先の表示杭 基点13 基点12から270度50分09秒、32.22メートル、観</p>

			音寺市三本松町1丁目甲2252番地先の表示杭
--	--	--	------------------------